

5 主な快適環境づくりの事例

(1) 緑とのふれあいの場の創造

	事例名	市町村域	実施主体	概要
1	三宝・大和川緑の小径	堺市	市	地区住民が生活する上で、安全に通行でき、かつ、憩え、緑とふれあえる場として利用できる緑の小径として、松屋・大和川三宝1号線を整備。延長210m、幅員10.86mの内50%以上を歩道とし、車道はゆるやかなカーブを設定して減速効果を高めるとともに、歩道の両側には植樹帯を設け、6カ所にポケット広場を設置。
2	大仙緑道	堺市	市	昭和41年より関西電力から借用していた架線敷を大仙公園への避難路確保のため整備する中で、憩いの場としても利用できるよう配慮。延長1,155m、幅員10m、園路2mとし、レンガを主として使用した広場や附近住民のための花壇も設置。また、緊急時に点灯する非常灯も備えている。(事業年度昭和57～62年度)
3	茨木川跡地の緑地化	茨木市	市	茨木市内の中央を南北に縦断する延長約5kmの茨木川廃川敷を、防火帯及び避難路を兼ねた緑道として整備。緑地帯にゆるやかな自然曲線を持った遊歩道を設置し、両側には種々の樹木や、四季おりおりの花木等を植栽、ベンチや子供達のための遊戯施設も配置。老人や子供をはじめ市民の憩いの場、コミュニケーションの場となっている。
4	保護樹木等の指定	大東市	市	都市の緑を確保するためには、緑化の推進と併せて、現存する緑の保全が重要。市民に親しまれ、また、由緒由来のある樹木は保護樹木等に指定し、保護することにより、自然環境の保全を図る。昭和58年度には神社仏閣の樹木、10カ所11本を指定。
5	緑道整備	大東市	市	地域住民より下水道敷及び水路埋め立て地を遊歩道にしてほしいとの要望を受け、通学路や公共施設への連絡道など利用度の多い箇所から施行。緑道両側に花壇(レンガ積)を設置して、中木・低木を植栽。また、区間ごとにベンチを設置。通行箇所にはカラー舗装。現在まで4地区で実施。

	事例名	市町村域	実施主体	概要
6	壁面垂直緑化事業	豊中市	市	目に入る緑(視野内緑量)を増やすため、殺風景なコンクリート壁を緑で覆う「垂直緑化」を、昭和58年度から実施。58年度は寺内北公園において総延長、260mのコンクリートブロックに、冬でも緑があるよう常緑種のつた、1,185株を植栽。今後、毎年、数カ所で事業化の予定。
7	三津屋川第二緑道新設事業	狭山町	町	狭山池と狭山ニュータウンを結ぶ三津屋川の河川敷を市街地における自然環境、住民の憩いの場及び災害時の避難路として緑道網を整備。舗装は自然石の良さを取り入れ擬石舗装とし、フェンスは生垣を、ベンチは石製ベンチを設置。
8	みどりの推進地区の指定	守口市	市	みどり豊かな町づくりを基本理念「みどりの環境をつくる条例(守口市条例第28号昭和54年4月1日)」を制定。その推進として、市民と市民あるいは事業者が共同して、それぞれの土地に樹木等を植栽し、育てることを約束した場合に、その土地をみどりの推進地区として指定。現在、長池地区を指定。
9	市民園芸村の開設	守口市	市	急激な都市開発が進み、田園都市が住宅、工場などの過密都市に変貌するなかで、生産緑地の確保と、農業に愛着心をもっている人に「土」に親しんでもらうことを目的として、昭和48年度から、既に休耕している農地を地主から借用し、市民園芸村として市民に開放。区画の整備、拡充と、野菜づくりの技術的指導も推進中。一家族一区画(約12㎡)を原則として、年2,000円で貸与。
10	保存樹木(樹林)の制定	守口市	市	数少ない大木・古木及び由緒ある樹林、樹木を指定基準を定め、所有者の同意を得て、保存樹木(樹林)として指定し、維持保全を図る。 神社、仏閣の樹木を中心として、保存樹木14本、保存樹林8カ所を指定。
11	緑化推進要綱の制定	高石市	市	みどりに満ちた健康で美しい街づくりを目指して昭和58年に緑のマスタープランを策定。その具体化に向け、昭和55年に緑化推進要綱を制定。一般住宅用の苗木の交付、市開発指導要綱に該当する開発行為については、緑化計画の策定義務づけ、保護樹木、樹林の指定と助成等を実施している。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
12	第一万葉植物公園の整備	八尾市	市	地域住民から公園用地の提供を受け、また、万葉集にうたわれた植物（万葉植物）を研究している市民の協力を得て、万葉植物のみで植栽を実施（ニレ、アオギリなど122種の樹木と草花）。また、関連の和歌を記したプレートを設置して、万葉歌を通じた文化教養の向上を図るとともに、植物に対する親しみも増進。
18	五月丘緑地の整備	池田市	市	緑地に隣接した図書館、資料館と一体利用ができるよう考慮しながら、コミュニティ広場等や自然林を残した自然教材園や野外教室等も設置した思索公園として開設。昭和54年度を初年度として、5カ年計画で整備。
14	生垣造成助成事業	熊取町	町	宅地開発に伴い失われゆく緑を回復し、生活環境の改善に資するため、昭和52年より実施。 道路に面した生垣（5m以上）で緑的美観を呈するものを対象として、苗木の無料配布と購入あっせんを実施。
15	緑化樹一般無料配布事業	熊取町	町	緑の生活環境を守るため、町民への緑化樹の無料配布を昭和47年より実施。ウメ、モクレン、平戸ツツジなど、一世帯当り一本配布。
16	花の下水処理場	大阪市	市	市民に親しまれる下水処理場を目指し、昭和51年、一年中どこかの市内下水処理場（12処理場）で花が咲いているよう緑化計画を行う。 敷地や境界線添いには常緑の高木を植樹して処理施設を緑で遮へい、構内道路沿いにも花木を植えるとともに、正門付近には、噴水、滝、池を配して、地域住民に親しまれるものとしている。
17	花と緑の協定	大阪市	市	昭和58年度建設省の都市景観形成モデル事業に指定された大阪市南区周防町通りの整備に当たって、民有地と街路が一体となった緑化を目指し、周防町通り美化連合会と市が協議した結果、地元が全面的に参加する花と緑の協定を締結。地元は年5回の花の植替と、緑の維持管理を実施。
18	第1回全国都市緑化フェア（グリーングロ—大阪）の開催	全 国	府 (土木部) 財都市緑化基金	都市緑化を積極的に展開していくに当たり、「緑の国体」ともいうべきフェアとして府と財都市緑化基金との共催で、昭和58年9月23日～11月23日の間、府営服部緑地及び都市緑化植物園で開催。都市緑化の事例紹介、各種セミナー、イベントを開催し、期間中148万人の入場者を得る。

	事例名	市町村域	実施主体	概要
19	保存樹林等の指定	枚方市	市	市民の財産である都市の緑を保全するため、緑化の推進とあわせて、市域の由緒ある樹木・樹林を、指定対象基準に照らして指定。
20	工場緑化の推進	府下全域	府	工場立地法に基づき工場立地適正化調査の一環として工場緑化推進事務について、通産大臣より知事が委託を受けて行っている。工場緑化用樹木の無償配付、工場緑化セミナーの開催、工場緑化コンクールの開催などを実施。
21	都市近郊林整備事業	高槻市	府 (農林部) 高槻市	個々の森林所有者では十分維持管理ができない里山地域の森林をレクリエーション機能と植物景観の質の向上を図るため、修景伐採や、花木植栽などにより整備し、林間散策のための遊歩道も整備。昭和58年度においては、高槻市神峰山寺周辺地区で実施。
22	垂直緑化推進事業	府下全域	府 (農林部)	緑化スペースの少ない都市にあって、視野内の緑量を増やして、うるおいを与えるため、建築物の外壁や河川、道路等の擁壁につる植物をはわせることにより垂直面の緑化を図る。58年度には、高等学校、警察署等6カ所において実施。
23	大阪府立青少年の家(仮称)	貝塚市	府 (教育委員会)	少年達が恵まれた自然環境の中での集団宿泊生活を通じて、普段学校や家庭では期待し難い経験を得させ豊かな情操とたくましい心身をもった少年を育成できるよう施工面での工夫をこらす。また森林浴の場ともなるよう植栽を行う。昭和58年11月建設工事着手、昭和60年度完成予定。

(2) 水とのふれあいの場の創造

	事例名	市町村域	実施主体	概要
1	中之島歩行者専用道	大阪市	市	堂島川の川面の眺望を楽しみながら安全に周遊できる緑豊かな歩行者専用道として、中之島を囲む堂島川河畔を整備。高い防潮堤により川への視界がさえぎられているのを堤防の天端を改良し、プロムナードとして整備。昭和58年度には全体計画3.8kmのうち、1.8kmを完成。

	事例名	市町村域	実施主体	概要
2	十三間川のせせらぎ	大阪市	市	水源を失い、悪臭を放つ十三間川に、大和川から維持用水を取水し、同時に最上流部（400 m）に岩や石を配して溪流とする。周囲には植栽するとともに、遊歩道を整備し、木橋や石橋、さらにはベンチや照明灯も設置。昭和58年7月供用開始。
3	南港北ふ頭緑地 （大阪南港野鳥園）	大阪市	市	渡り鳥の生息地である南港地区の一画、北ふ頭西端（19.3 ha）に人工干潟（12.8 ha）と植栽部（6.5 ha）を設け、中央部には水鳥の生態を観察できる展望台などを設置。造園に当たっては、広大なオープンスペースが感じられる丘など、自然を十分に感じられるよう配慮している。
4	石川を美しくする市民運動	富田林市	市 石川を美しくする市民運動協議会	市民の心の故郷として親しまれている石川を美しく守り育てる市民運動として、昭和59年1月に運動協議会が発足。昭和59年3月には石川を市民8,000人により大清掃し25tのゴミを回収。
5	蛍舞い飛ぶ自然の親水水路創造	豊中市	市	豊中市の中西部より南部へ流下する豊能南部排水路を暗渠化し、雨水の疎通を図り、浸水の防止とともに暗渠の上部空間を利用して、古来より蛍の名所として親しまれてきた利倉地区を中心に、蛍が舞い飛ぶ自然を甦らせようとするもの。暗渠上部には、水路、緑道を整備して、市民がふれあい、水に親しめる空間を創出する。事業年度は昭和58年度から61年度。
6	よみがえれ利休の周濠	堺市	市	町の周囲に濠をめぐるし、外敵の侵入を防ぎ、堺の繁栄に役立った「利休の周濠（内川及び南宗寺水路）」に直接雑排水が流入。この内川を二級河川として整備するに当たり、污水管を布設し、雑排水は全て処理場へ流送して汚水源をカットするとともに、護岸を整備して、夏には川辺で涼をとれるように配慮。事業年度は昭和58年～65年度。
7	ため池環境整備事業（松沢池地区）	茨木市	府 （農林部） 市	松沢池の周辺地域は近年とみに宅地化が進展。ため池本来の利水、治水の機能を生かしながら、ため池の周辺整備をして静かな水辺、自然とのふれあいの場として創造する。 昭和58年度から2カ年計画で、堤体法面の緑化、魚つり場、遊歩道、土砂溜、エアレーション設備等の整備を図る。

	事例名	市町村域	実施主体	概要
8	長松・小島自然 海浜保全地区指 定	岬 町	府 (生活環 境部)	府下の海岸の中で、自然の状態がよく維持されており、釣りや磯あそびの場として府民に利用されている長松・小島海岸を大阪府自然海浜保全地区条例（昭和56年3月制定）に基づき昭和58年11月指定。府下に残された貴重な自然海岸として、その保全を図る。案内看板、ゴミ箱等を設置するとともに、清掃を実施し、環境整備に努めている。
9	舟渡池公園	美原町	町	「見るレクリエーション」から「するレクリエーション」への転換に対応するため、舟渡池を中心として周辺を公園化し、緑豊かで水の豊富な舟渡池公園を、昭和57年3月に1部（1.7ha）完成、園路1,015m、あずまや2ヶ所、ハツ橋1基。

(3) 歴史的文化的雰囲気醸成

	事例名	市町村域	実施主体	概要
1	自然と歴史の散 歩道（河内ふる さとのみち整備 計画）	富田林市 藤井寺市 河内長野市 美原町 太子町 松原市 羽曳野市 狭山町 河南町 千早赤坂村	同 左	南河内地域の恵まれた自然環境、歴史的環境を生かした魅力ある圏域づくりの一環として、府南部地域（5市4町1村）の文化財をつなぐ「自然と歴史の散歩道」15ルートを整備。案内看板、トイレ等を設けるが、事業年度は昭和59年度から65年度。
2	摂津市民図書館 郷土資料室	摂津市	市	市内の民具、文化財等の歴史・文化資料等を展示して市民の間に郷土愛を育くみ、文化意識の高揚を図ることを目的として、昭和59年7月市民図書館開館とともに郷土資料室を開設。第1回展示では市民展として、昭和59年8月に完結した摂津市史等を展示。年2～8回の展示催しを開催の予定。
3	茨木市立文化財 資料館	茨木市	市	文化財資料の展示や講習会、研究会を通して市民の文化教養の向上をはかるため、昭和59年3月、文化財資料館を建設。資料館建設に当たっては、周辺の修景が淡彩色（白色系）であるので、建物の色調をこげ茶色とし、また、北側の空間地は史跡公園として、緑や塙輪模型を配し市民の憩いの場とした。

事例名	市町村域	実施主体	概要
4 枚方市立旧田中家鋳物民族資料館	枚方市	市	古くから河内鋳物師として鍋釜、鋤、鍬、梵鐘などを鋳造していた田中家を昭和54年移築復元。鋳物及び民族資料に関する資料の収集、保存、調査、研究をするとともに市民に展示公開して、文化活動の発展に資するとともに、同施設周辺部を日本風庭園として整備。
5 泉南市民文化ホール	泉南市	市	市民の文化活動に寄与するため、総合的な文化施設として昭和58年度に建設。また、図書館も併設している。建設に当たっては、周囲と調和のとれた白の外装とし、広場、駐車場のスペースを広く確保するとともに、広場の周囲に植樹して、市民が利用しやすい施設としている。
6 旧岸城幼稚園舎復元工事	岸和田市	市	明治32年に建築された御殿風様式で、岸和田小学校建築第1号の校舎で、その後岸城幼稚園舎であったが、昭和49年解体、資材保存されていた校舎を中央公園内の無料休憩所として活用するため復元。往時をしのびつつ、文化活動を通じ地域のコミュニティ施設として人気を集めている。
7 市民ギャラリー「自泉会館」復元工事	岸和田市	市	昭和7年岸和田紡績場の社交場として建設され、昭和初期の代表的建築物であると同時に、内部の豪華な意匠装飾を有する建物を市民ギャラリー「自泉会館」として復元利用。市民の文化、芸術活動の拠点として、利用効果をあげている。
8 富田林寺内町保全計画調査と旧杉山邸買上	富田林市	市	昭和49年寺内町保存対策調査を実施。昭和58年旧杉山家住宅の売却にからみ、市が買上げるとともに、寺内町の面的保存に取り組むに当たり、方向性を見出すための調査を委託実施。
9 大阪府立国際児童文学館	吹田市	府 (教育委員会)	子供の読書活動・文化活動のセンター的機関として万博記念公園夢の池広場に建設。公園の景観を考慮し、周辺と調和のとれた建物として設計。敷地面積4,168㎡、建物面積3,100㎡。昭和59年8月竣工、5月開館。
10 美化ハイクと文化財めぐり	大東市	市	市民の美化意識の高揚と、文化財にふれることにより郷土愛を育くむことを目的として、ごみのない町“クリーン大東”を合言葉に、昭和57年度より、市民の参加を得て、市域の文化財をめぐりながら、沿道に散乱しているゴミ、空き缶を拾うハイキングを昭和57年度から実施。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
11	公立スポーツ施設整備費助成	府 城	府 (教育委員会)	府民の体育・スポーツ活動への高まるニーズに応えるため、社会体育主要5施設(運動広場・コート・体育館・柔剣道場・プール)を建設する市町村に対し、国の補助制度に加えて、昭和57年度から府が独自の助成制度を発足。昭和58年度補助対象13件。
12	国立文楽劇場	大阪市	国	大阪の伝統芸能文楽を中心として、上方芸能の活動拠点として、大阪市南区に完成。内外装は伝統芸術にふさわしい意匠をこらしている。昭和59年9月開場。

(4) 魅力ある都市景観の創造

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
1	不法屋外広告物撤去運動	高石市	市・住民	街の美観の確保や交通安全対策として、「高石市あき地及び屋外広告物の環境保全に関する条例(高石市条例第9号昭和57年4月1日)」を制定。昭和57年10月に撤去運動の主体となる「環境保全連絡会」を市、住民、地元企業で結成。同年11月から、毎月第3水曜日に不法看板、ポスターの撤去作業を実施している。
2	環境保全モデル地区の指定	大東市	市	明るく豊かで住みよいまちづくりを目指す市民憲章推進運動の実践活動の一環として、地域住民が主体となり環境保全、環境美化をはかるため環境保全モデル地区を指定。道路、水路等の清掃、不法広告物の撤去など美化活動や啓蒙活動を推進。昭和59～60年度においては、御領地区を指定。
3	豊中市町を美しくする運動	豊中市	市	乱掲出される不法広告物、空地、河川への不法投棄、道路の散乱ゴミなど快適な環境の阻害要因の解消のため、市の全庁的組織として豊中市町を美しくする運動推進本部を、市と関係公共機関等で豊中市町を美しくする運動連絡会議を設置。まず、町の美化は道路からと市内主要幹線道路6路線を指定(昭和57年9月)し、定期的なパトロール及び清掃活動と、市民啓発に努めている。
4	寝屋川市社会を明るくする運動	寝屋川市	市	昭和46年寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会(市、PTA、警察、企業等で構成)を設立。ごみを出さない運動、道路を広く使う運動、害草駆除運動等を推進。また、市所在関連団体で構成する屋外広告物対策連絡会を設立して、不法屋外広告物の除去を図る。昭和59年社会を明るくする運動地区推進委員会を設置し、街を明るく清潔にする運動を市民一人ひとりの美化意識の向上を図りながら、市民運動として推進。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
5	生活環境デー運動	四条畷市	市	市民や事業者の自主的な美化運動推進のため、「四条畷市生活環境条例（昭和50年3月25日、市条例第8号）」を制定。昭和56年からは、定期的な地区活動として定着させ、回収作業の円滑化を図りながら、市民総ぐるみの街の美化活動を展開するため「生活環境デー」を設定。美化推進モデル地区も指定し、3カ月に1回の周期で自治会単位で環境デーを設定し、周辺道路、公園、広場、河川水路等の美化清掃を実施。
6	歩行路の整備	守口市	市	安全でのびのび歩ける歩行路を確保するため、水質悪化のため不用化した農業用水路の暗渠化や植樹帯の設置などを行うなどして、歩行路を整備。また、車両が立入らないよう止り止め柵の設置や、暗渠のカラー平板化も実施。副次的効果として、水質悪化した水路からの悪臭防止も図れた。昭和48年より実施。
7	周防町通線都市景観形成モデル事業	大阪市	市	昭和55年頃から地元において町をきれいにしようという気運が高まり、周防町通り美化推進連合会が結成された。同会からの道路美装の要望を受け昭和58年度より都市景観形成モデル事業（建設省）の指定地区となり整備に着手。歩行者空間の拡充のため歩道拡幅、舗装の高級化及びストリートファニチャーの整備、緑化の充実、電線電柱類の地中化等を実施。
8	都心道路の美化	大阪市	市	道路空間を快適な歩行空間として復権させるため歩道の路面をアスファルトから、街並みにあったデザイン、色調とする。また、限られた道路幅員内で車との共存をはかりながら、緑量アップのための植樹を実施。また、電柱、道路標識など柱類の統廃合、電柱の美装又は無電柱化を実施。堺筋、四ツ橋、本町通り、千日前通り、御堂筋で昭和58年度で1.2kmが完成。
9	環境美化キャンペーン	府下全域	府 (生活環境部)	昭和57年7月、府、市町村、清掃事務組合で設立した「大阪府廃棄物減量化対策推進協議会」を中心として9月を環境美化キャンペーン期間として、統一標語「きれいなまち、みんなの努力が実をむすぶ」のもとに府下一斉に各種啓発事業を実施。住民一人ひとりがごみ問題について認識を深め、美しい街づくりを進める契機とする。

	事例名	市町村域	実施主体	概要
10	ライトアップ計画	大阪市	市	大阪21世紀計画の一環として「ライトアップ大阪計画」を策定。市内のシンボリックな建造物や橋梁を選定し、夜間照明を行うことにより、美しい景観を創り出す。昭和58年度「大阪築城400年まつり」に合わせ、大阪城や中之島公会堂、橋梁では水晶橋、川崎橋、豊里大橋について実施。
11	光明池駅北、梅・美木多駅北自転車駐車場	堺市	府 (企業局)	泉北ニュータウン内の光明池駅、梅・美木多駅前の広場にバイク、自転車が無秩序に放置されていたが、都市美観と安全性を高め快適な駅前となるよう立体駐車場を建設、周囲の環境、建物ともよく調和するよう配慮したため、歩行者のスムーズな通行とあいまって快適な駅前となった。梅・美木多駅北駐車場(自転車)供用開始(昭和59年3月)、光明池駅北駐車場(バイク及び自転車)供用開始予定(昭和59年10月)。
12	御堂筋フラワーライン	大阪市	市	都市街路の景観の向上と国際的都市としての大阪の顔を作るため、昭和57年5月から、春と秋の年2回御堂筋沿道全線に花のラインを設置。歩車道の両方からの視線を考慮して、歩道安全柵下にフラワーベースを置き、安全柵の天端を花で隠すようにしている。フラワーベース設置数5,000基。
13	花と緑のターミナル計画	大阪市	市	ターミナルを核として大阪市全域に花や緑を広げたいこうというもので、昭和56年1月に計画決定。新大阪ゾーン、梅田・中之島ゾーン、難波ゾーン、天王寺ゾーンの4ゾーンで順次実施の予定。
14	建築協定	府域	府 (建築部) 市町村 地域住民	地域住民が自らの環境を自分たちで守っていくための協定であり、住環境を守る手だてとして評価が高い。昭和58年度は15地区(昭和58年度末現在計60地区)で締結されている。協定内容として、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備について定めることができるが、府では敷地の細分化防止や、高さ制限等の他、地区の緑化や建築美観の向上に資する様指導。
15	大阪都市景観建築費	府域	府 (建築部) 大阪市府 建築士会	特に都市景観や美しい街並みの創出に寄与した建築物等の設計者、施工者、建築士を府民一般の推せんを受けて表彰する制度で、昭和56年度に、府、大阪市、府建築士会の共催で創設。対象は府域内で最近5か年以内に完成し、しゅん工後1年を経過した建築物やまちなみ。応募、推せんは誰でも。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
16	総合設計制度 (市街地住宅総合設計制度)	府 域	府 (建築部)	昭和45年に建築基準法が改正され、一定規模以上の敷地を有し、敷地内に一定割合以上の空地を確保し、市街地の環境改善に資する場合、建物の容積率・高さ制限の特例を認めることができる制度。特に容積率の緩和により設けられた公開空地は、広場・緑地・通路など一般に公開する(公開空地総面積約249,000㎡)。
17	歩行者用案内標識の整備	大 阪 市	市	市内居住者並びに来阪者に対し、歩行の起終点となる駅周辺、方向を確認する必要がある交差点周辺・それに変形道路上などに統一された案内標識を設置して“誰でもわかりやすい街”“美しく安全で快適な街”とする。昭和58年度は大阪城周辺(谷町筋～国鉄環状線、京阪本線～中央大通)で実施。
18	相合橋水上プラザ	大 阪 市	市	道頓堀周辺の地域整備を進めるに当たり、地域の核として相合橋を整備し、橋上を憩いの場として市民に提供。幅員を広げ15m幅の広場をつくり、両側には道路敷も利用し一体として整備。橋面は二色のレンガタイルを用い、植樹も設置。また、照明は落ちついたデザインのあんどん型とし、バルコニー部分はゆったりと川の風情が楽しめる形状としている。
19	御津公園整備	大 阪 市	市	都市における憩いの空間、都市景観のポイントとなる都市公園(タウンスクエア)として整備。中央に直径9mの円形広場を配し、周囲には階段状のベンチを設け多目的な用途にも応えられるよう設計。園内には既存の大木4本を残し、植樹も行って、地域の緑の拠点となっている。
20	みちばた広場	大 阪 市	市	公園の外周柵等を取り除き、公園と道路を一体化することにより、より有効利用が可能な空間をつくって開放感を与え、また、コミュニティスポットの機能を果たす都市の小広場として整備。昭和58年度は江野公園(旭区中宮2丁目)、大淀南公園(大淀区大淀南1丁目)で実施。
21	中央公園	岸和田市	市	緑豊かな憩いとスポーツの広場をメインテーマとして、市民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的利用をはかるため、昭和88年に計画決定の後、昭和50年度に8.7haの事業認可を受ける。現在、13.3haを供用

(5) 憩いとふれあいの空間の創出

	事例名	市町村域	実施主体	概要
1	陵南の森総合センター	羽曳野市	市	緑と歴史的風土を生かしたコミュニティの拠点づくり、文化、福祉スポーツ活動の拠点づくりとして、陵南の森総合センターを開設(昭和58年6月)。敷地(18,000㎡)内に公民館、図書館、老人福祉センター等を設けて、市民のいこいと交流の場とした。建築デザインについては、市域内に残る文化財(吉村邸、森田屋、銀屋)の建築様式を基調として、歴史的文化的の香りを継承して生かしながら、御慶の景観保全と緑に抱かれたセンターづくりに努力。
2	江坂コミュニティ道路	吹田市	市 西南吹田 企業協議 会	歩くだけの道路でなく、歩行者にとって安全で快適なモール化を計り、広場公園的な機能を付加した道とするため、市道豊津12号線(江坂地区)を南北振り分けの一方通行とし、出入口にはハンプを設置。道路をS字型に蛇行させるとともに、路面をインターロッキングブロックに色分けし、さらに常緑樹、落葉樹による季節感が出る植樹や、道路景観に調和した電話ボックス、美化電柱の設置、街灯、ベンチ、ゴミ入れ、案内板も設置。
3	プロムナード平野	大阪市	市	南海平野線は地下鉄谷町線の開通に伴い、昭和55年11月に廃止されたが、地域住民の愛着が非常に深く、地下鉄と重複しなかった最端部(約450m)については遊歩道として昭和58年3月整備。旧軌道の電車止の駒止、旧レールによるふじ棚など、元鉄軌道があったと連想されるイメージづくりを実施。
4	大小路歩行者空間計画	堺市	市	都心の背骨として重要な位置にあり、住み、働き、憩う魅力ある都心部の環境を形成していく上での起爆剤としての役割を果たすべく、大小路線(都市計画道路整備済)の歩行者空間化と沿道地区の整備の一体化をすすめる。昭和58年度は計画の具体化を図るため、委託調査を実施。
5	ゆずり葉の道	大阪市	市	駅や学校、公園などに連結している歩行者系道路について、車道をジグザグ状にすることにより自動車の走行速度の減速化を図り、人と車の共存を目指す。また、駐車スペースも最小必要限に限定する。一方、ベンチ、照明灯等を整備。歩道舗装も特殊なブロック舗装として、歩きやすさとともに景観の向上を図る。植樹はコミュニティ道路のシンボルとして「ゆずり葉」を植栽。昭和58年度には、9地区、10路線の整備を実施。